

平成17年8月3日

厚生労働大臣 尾辻 秀久 殿

(社)日本産婦人科医会
会長 坂元 正一

(社)日本産科婦人科学会
理事長 武谷 雄二

妊娠・分娩の給付のあり方に関する要望書

日頃は、両会の事業にご指導、ご理解をたまわり厚くお礼申し上げます。

現在、妊産婦健診や正常分娩は医療保険の給付対象となっておらず、妊娠・分娩の経過中に異常が発生し疾病として取り扱われた場合には、その部分について療養の給付が行われており、日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会両会では会員にも運用上誤りのないように指導してまいりました。

さて、自民党厚生労働部会の子育て支援対策小委員会(委員長＝金田勝年参議院議員)が7月22日、妊娠・出産費用の保険給付を来年度概算要求で要望する旨公表したことがJapan medicine(7月25日、No.860号)で報道されました。

このことは保険適応の抜本的改変であり、かねてより周産期医学のめまぐるしい発展には、正常妊娠・正常分娩費用の保険給付は不適當、不合理であり、出産育児一時金の支給による現金給付の形態を堅持すべきであると主張してまいりました両会の考え方を、その理由を挙げ、要望の形で提出させていただきます。

1. 正常妊娠・正常分娩は高レベルの包括的医学管理が必要です。

妊娠・分娩・産褥を安全な結果に導くためには、包括的医学管理が必要であり、産科医師、助産師、看護師等や高度な医療機器で常時管理体制をとり、特に分娩では常に異常を予見しつつ、それらに迅速、的確に対応しなければなりません。また、妊娠・分娩の経過は個々の妊産婦でそれぞれ異なり、正常な経過に導くための技術や体制を一律に包括的な診療報酬点数で評価することは不可能であります。

多発する医療事故を防止するためにも、随時十分な検査や処置を行い妊産婦

や胎児、新生児の安全を確保しなければなりません。包括的な点数設定がなされれば、必要な検査や処置が不十分となり、画一的な妊娠・分娩管理に陥ることが懸念されます。かつて産科学と云われていた領域は、着床から分娩を経て新生児期を総合的にみる時代となり、学会名も日本周産期・新生児医学会となり、診断機器の進歩は著しく、母体及び児いずれに於いても、このような診断機器を監視に使用しないか、正しい使用をしないか、或いは判断を誤ることは医療事故審査に極めて不利になるのが常であります。学問の進歩が診断・治療の高額化につながり、更に少子化がそれに輪をかけることとなります。産科専門医の悩みは即産科医の減少につながることをお察し頂きたいと思えます。

2. 正常妊娠・正常分娩の保険給付化で、多様化している妊産婦のニーズやアメニティーへの期待に応えることができなくなります。

近年、妊産婦やその家族は、妊娠・分娩に関する安全性への要求はもとより併せて快適な環境で満足度の高い分娩に臨むことを希望しております。この快適さへの期待は多様化、複雑化しており、医療側は種々の選択肢を用意して、ニーズに応えるべく努力をしております。

正常分娩が保険給付化されれば、医療側は包括的な点数設定のもとで医学的管理に重点をおかざるを得ず、アメニティーに配慮する余裕はなくなります。結果として国民の考えや要望と乖離した分娩管理しか選択できず、分娩は無事終了しても、産婦にとっては充実感や満足感に乏しい分娩となりかねません。

少産・少子社会の状況下で、安全で快適な分娩を提供できるよう奮闘努力している両会の会員にとりましても、正常妊娠、正常分娩の現金給付の維持は前記理由も含めて切実な願いであります。

本来医療の現物給付(保険適用)は疾患の診断・検査・治療のために用意されたものであり、従って正常な妊娠・分娩の管理は保険適用外として自由診療(現金給付)となっており、両会の指導によりこの保険適用の原則は守られ、混乱を防いでまいりました。その代わりとして出産育児一時金が時代々々の経済状態に応じて増額され、世界に冠たる周産期医療の高度化を時期を失せず実現してきた歴史があり、その事実が自ずから本システムの有用性を物語っていると思えます。

両会は改めて正常妊娠・正常分娩の保険給付化に反対を表明するとともに、妊産婦の負担軽減のために出産育児一時金の増額が実現するよう要望いたします。